



鳥取県公報

平成 25 年 7 月 19 日 (金)
号外第 85 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (558) (経営支援課) 2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (559) (水産課) 3
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (560) (〃) 3
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (561) (〃) 4

告 示

鳥取県告示第558号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成25年 7 月 19 日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第 2 号）第 4 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成25年 7 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>1 略</p> <p>2 規則第 3 条第 2 項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 50%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px;">規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>8 年以内</u>であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年 0.325 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">年 0.325 パーセント</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;">規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>8 年を超え 10 年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年 0.375 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">年 0.375 パーセント</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;">規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>12 年を超え 13 年以内</u>であるもの</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">年 0.475 パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>8 年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年 0.325 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.325 パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>8 年を超え 10 年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年 0.375 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.375 パーセント	略		規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>12 年を超え 13 年以内</u> であるもの	年 0.475 パーセント	<p>1 略</p> <p>2 規則第 3 条第 2 項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 50%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black; height: 100px;">規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 7 年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年 0.30 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">年 0.30 パーセント</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;">規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>7 年を超え 9 年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年 0.325 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">年 0.325 パーセント</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;">規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>9 年を超え 10 年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年 0.375 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">年 0.375 パーセント</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;">規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>12 年を超え 14 年以内</u>であるもの</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">年 0.475 パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 7 年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年 0.30 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.30 パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>7 年を超え 9 年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年 0.325 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.325 パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>9 年を超え 10 年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年 0.375 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.375 パーセント	略		規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>12 年を超え 14 年以内</u> であるもの	年 0.475 パーセント
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																						
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>8 年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年 0.325 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.325 パーセント																						
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>8 年を超え 10 年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年 0.375 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.375 パーセント																						
略																							
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>12 年を超え 13 年以内</u> であるもの	年 0.475 パーセント																						
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																						
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 7 年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年 0.30 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.30 パーセント																						
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>7 年を超え 9 年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年 0.325 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.325 パーセント																						
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>9 年を超え 10 年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年 0.375 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.375 パーセント																						
略																							
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>12 年を超え 14 年以内</u> であるもの	年 0.475 パーセント																						

に限る。)のうち市町村が年 0.475パーセントの割合で利子補 給金を交付するもの		に限る。)のうち市町村が年 0.475パーセントの割合で利子補 給金を交付するもの	
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金(償還期限が <u>13</u> 年を超え15年以内であるもの に限る。)のうち市町村が年 0.525パーセントの割合で利子補 給金を交付するもの	年0.525パー セント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金(償還期限が <u>14</u> 年を超え15年以内であるもの に限る。)のうち市町村が年 0.525パーセントの割合で利子補 給金を交付するもの	年0.525パー セント
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金のうち市町村 が年0.65パーセントの割合で利 子補給金を交付するもの	<u>年0.65パーセ ント</u>	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金のうち市町村 が年0.60パーセントの割合で利 子補給金を交付するもの	<u>年0.60パーセ ント</u>

鳥取県告示第559号

平成23年鳥取県告示第497号(漁業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成25年7月19日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則(昭和44年鳥取県規則第61号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成25年7月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前									
1 略		1 略									
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率		2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率									
<table border="1"> <tr> <th>利子補給率を上乗せする資金</th> <th>上乗せする率</th> </tr> <tr> <td>規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.65パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td><u>年0.65パーセント</u></td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.65パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.65パーセント</u>		<table border="1"> <tr> <th>利子補給率を上乗せする資金</th> <th>上乗せする率</th> </tr> <tr> <td>規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.60パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td><u>年0.60パーセント</u></td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.60パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.60パーセント</u>	
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率										
規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.65パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.65パーセント</u>										
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率										
規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.60パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.60パーセント</u>										

鳥取県告示第560号

平成8年鳥取県告示第251号(漁業経営維持安定資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。

平成25年7月19日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成25年 7 月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
<u>年1.3パーセント</u>	略	<u>年1.2パーセント</u>	略

鳥取県告示第561号

平成 8 年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成25年 7 月19日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成25年 7 月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
規則別表第 3 号の資金	<u>年 1.3 パーセント</u>	略	規則別表第 3 号の資金	<u>年 1.2 パーセント</u>	略
規則別表第 7 号の資金	<u>年 1.925 パーセント</u>	略	規則別表第 7 号の資金	<u>年 1.825 パーセント</u>	略
そ の 他 の 資 金	<u>年 1.3 パーセント</u>	略	そ の 他 の 資 金	<u>年 1.2 パーセント</u>	略